

令和3年度北本市健全化判断比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、北本市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査等の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による監査）

第3 監査等の対象

市長から提出された令和3年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

第4 監査等の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施した。

第5 監査等の実施内容

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

第6 監査等の実施日

令和4年8月3日（水）

第7 監査等の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	—	—	12.87
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.87
(3) 実質公債費比率 (3か年平均)	7.3	7.4	25.0
(4) 将来負担比率	4.8	18.9	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」として記載

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和3年度決算における実質赤字比率は、実質赤字額がないため、良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

令和3年度決算における連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率について

令和3年度決算における実質公債費比率は、7.3%となっており、前年度と比較して0.1ポイント減少した。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率について

令和3年度決算における将来負担比率は、4.8%となっており、前年度と比較して14.1ポイント減少した。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。